

○庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第60号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市で農業経営を行う農業者に予算の範囲内において補助金を交付し、本市が推進する農業自立振興プロジェクトによる農業振興を図り、「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設等の整備について、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

**第2条** 補助の対象となる者は、庄原市内に住所を有し、農地又は耕作権を所有し、市内で農畜産物生産を行う一般農業者又は認定農業者（法人を除く。以下「農業者等」という。）であって、農作物の販売によって農業収入を増加させる営農意欲を持つものとする。

(補助の対象等)

**第3条** 補助の対象となる事業、経費及び補助率（額）は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする農業者等（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 販売計画又は、前年度に販売したことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定等)

**第5条** 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付対象とならないと認めたときは不採択決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

**第6条** 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業は、予定の期間内に完了させ、速やかに市長の完了検査を受けること。

(状況報告)

**第7条** 市長は、第5条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、補助事業の実施年度の翌年度から5年間、補助事業にかかる営農状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

**第8条** 交付決定者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

**第9条** 市長は、規則第10条の規定により実績報告が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める時期に補助金の一部を交付することができる。

(備付帳簿等)

**第11条** 交付決定者は、補助事業の実施に関する事業記録簿、金銭出納簿等の必要

な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿等は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。

(補助金の返還)

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 指示又は条件に違反したとき。
- (4) 届出又は報告を怠ったとき。
- (5) その他市長が特にその必要を認めるとき。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則 (平成24年3月30日告示第49号)**

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

**附 則 (平成27年4月15日告示第74号)**

この告示は、平成27年4月16日から施行する。

**別表 (第3条関係)**

番号	事業名	対象経費	補助率(額)	重要な変更	
				経費配 分の変	事業変 更

				更		
1	がんばる農業支援事業	一般型	<p>市内で農畜産物生産を行う一般農業者が、農産物の販売によって農業収入を増加させるために必要な機械器具及び施設等の整備に必要な経費</p> <p>要件</p> <p>1 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設（中古農機具等については、農機具販売業者の見積りを添付するものについて対象とするが、個人の相対による売買は対象としない。）ただし、米の生産に直接必要な機械施設については、補助対象としない。</p> <p>2 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費及び加工する機械施設の整備</p> <p>3 家畜自給粗飼料生産に係る農機具等の整備</p>	<p>1 / 3 以内</p> <p>ただし、農業者1人当たりの補助金額上限300千円</p>		
		認定農業者型	<p>市内で農畜産物生産を行う認定農業者が、農産物の販売によって農業収入を</p>	<p>1 補助対象事業費下限額を50千円とす</p>		

		<p>増加させるために必要な機械器具及び施設等の整備に必要な経費</p> <p>要件</p> <p>1  他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設（中古農機具等については、農機具販売業者の見積りを添付するものについて対象とするが、個人の相対による売買は対象としない。）ただし、米の生産に直接必要な機械施設については、農業経営改善計画に導入計画のある場合、補助対象とする。</p> <p>2  高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費及び加工する機械施設の整備</p> <p>3  家畜自給粗飼料生産に係る農機具等の整備</p>	<p>る。</p> <p>2  補助率 1 / 3 以内ただし、農業経営改善計画にある場合 1 / 2 以内</p> <p>3  農業者 1 人当たりの補助金額上限 500千円</p>		
--	--	---	--	--	--

備考 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に定める農業経営改善計画を作成し、これを市長に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者とする。

様式（省略）